

東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画 (概要)

参考 1

東海地震応急対策活動要領 (平成15年12月中央防災会議決定)

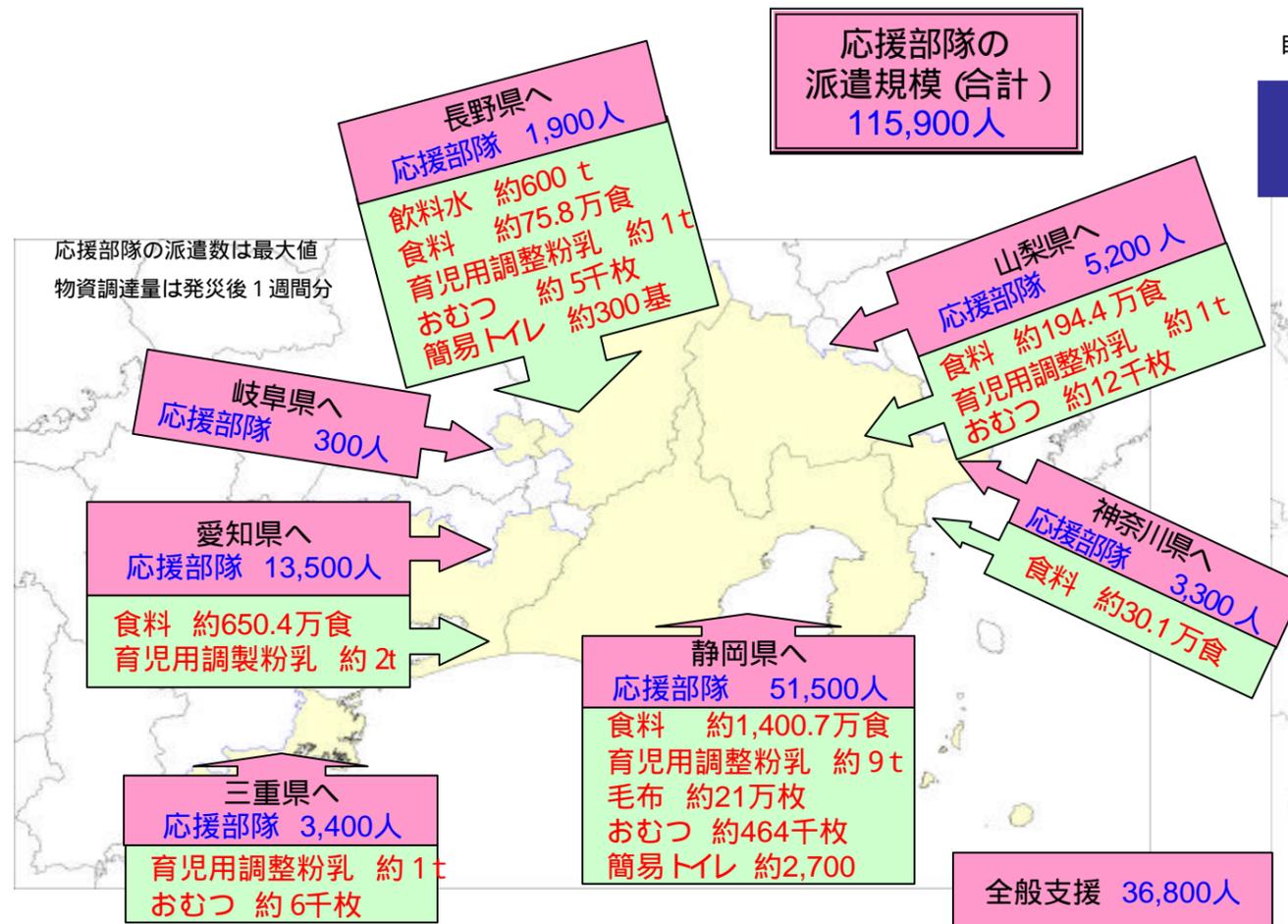
救助活動、医療活動、物資調達等の主要な活動

被害想定に基づく必要量を踏まえ、別に定める計画に基づき、ただちに活動を実施

被害想定に基づいた具体的な活動内容を計画

警戒宣言が発せられ準備行動が終了していること等を前提とする計画
今後、突発的な地震発生等への対応のための計画の策定・見直し
地震発生後、被害状況が判明した場合には適切に活動内容を変更

応援部隊の派遣 (救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活支援等) 物資調達



広域医療搬送

伊丹空港
広島空港
防府飛行場
福岡空港
熊本空港

医師等の派遣
医師 124人
看護師 267人

相馬原駐屯地
羽田空港
入間基地
下総基地

小瀬スポーツ公園
静岡県東部の駐屯地

伊丹空港
関西国際空港
福岡空港

浜松基地
静浜基地

相馬原駐屯地
宇都宮駐屯地
入間基地
立川駐屯地
羽田空港
下総基地

搬送目標患者数
合計 629人

上記の他、病院内医療活動支援等のために必要な医師や救護班の派遣数は、救護派遣体制を有する医療機関や自衛隊だけでは不足。そのため災害発生時にはボランティアの医療チーム等を活用して対応することが必要。

緊急輸送ルート計画

